

監査委員公表第5号

令和3年度公営企業会計定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項及び三浦市監査委員職務執行規程第5条第1項の規定に基づき令和3年度公営企業会計定期監査を実施したので、同法第199条第9項、三浦市監査基準第19条第1号及び第2号並びに同規程第14条の規定により、その結果を同法第199条第10項の意見を添えて別紙のとおり公表します。

令和3年11月29日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 眞 琴

令和3年度公営企業会計定期監査報告書

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の対象部課等

水道事業会計 上下水道部営業課及び給水課

2 監査の種別 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和 3 年 10 月 14 日～令和 3 年 11 月 17 日

5 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む。）

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係 徴収手続は適正か。
- (2) 契約関係 契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則・規程・要綱及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（釣銭資金を含む。）及び印紙類等が適切に管理されているかを立会により確認を行った。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課等の長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施に当たっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

前記 1 から 8 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

なお、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第 199 条第 10 項の規定によりこの監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

(以 上)

監査委員意見（水道事業会計）

今回の令和３年度公営企業会計定期監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第 199 条第 10 項の規定により意見を申し述べたい。

かねてから定期監査の折に申し述べていたことであるが、今回の公営企業会計定期監査においても、上半期末における公共工事に係る予算執行率が全般的に低い状況が認められた。

国において、地域の災害の「守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、建設現場の生産性向上などの課題に対応し、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための取組みの一環として、公共工事の施工時期の平準化に向けた取組が進められている。

地方公共団体についても、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）いわゆる「品確法」の改正により、同法第 7 条第 1 項第 5 号において、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が 1 年に満たない公共工事等についての繰越明許費、債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定その他の必要な措置を講ずることが、発注者等の責務として明確に定められ、令和元年 6 月 14 日から施行されているところである。

本市公共工事の施工時期の平準化率（＝４～６月期の平均稼働件数/年度の平均稼働件数）は、平成 30 年度に執行した工事については 0.53、令和元年度に執行した工事については 0.44（いずれも公表値）となっており、県下他自治体に比して著しく低いわけではないものの、工期延長や入札不調に伴う繰越明許によるところが大きいものと解するところである。

一般的に公共工事の施工時期の平準化が困難な理由としては、人員体制の問題や交付金事業・補助事業が多いことなどが言われているが、一方で、人口 10 万人未満の地方公共団体でも、平準化率が高い団体が存在することを鑑みると、必ずしも体制がボトルネックではないのではないかとされている。

地方公共団体における平準化の取組事例集として、平準化の先進事例「さしすせそ」が国において作成されており、そこで示された（さ）債務負担行為の活用、（し）柔軟な工期の設定、（す）速やかな繰越手続、（せ）積算の前倒し、（そ）早期執行のための目標設定などを、本市においても活用し、公共工事の施工時期の更なる平準化に向けて取り組まれるよう、監査委員の意見として申し添えるものである。

（ 以 上 ）

1 監査の対象部課等

公共下水道事業会計 上下水道部下水道課

2 監査の種別 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和 3 年 10 月 13 日～令和 3 年 11 月 17 日

5 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む。）

6 監査実施上の着眼点

- （1） 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- （2） 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- （3） 契約事務が適正に執行されているか。
- （4） 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- （5） その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- （6） 事務事業の内部統制が図られているか。
- （7） 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- （1） 収入関係 徴収手続は適正か。
- （2） 契約関係 契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- （1） 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が校正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- （2） 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則・規程・要綱及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- （3） 印紙類等が適切に管理されているかの確認を行った。
- （4） 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課等の長及び関係職員に質問を行った。
- （5） 監査の実施に当たっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

特に、市の保有する下水道使用料に係る滞納額債権につき、地方自治法第236条第1項の規定により消滅させてしまっていた事案についてであるが、未納の使用料の徴収については、受益者負担の公平性を確保する観点や、公営企業経営における収入確保の観点などから、その債権管理を担当する職員は、消滅時効が完成しないうちに債権を回収するか、その完成を阻止する義務を負っていると解されているところである。

したがって、未収の使用料などの市の債権について、適切な保全手続を行い、今後、時効消滅させるようなことのないよう、十分留意する必要があることをあらためて申し添えるものである。

なお、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第199条第10項の規定によりこの監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

(以 上)

監査委員意見（公共下水道事業会計）

今回の令和３年度公営企業会計定期監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第 199 条第 10 項の規定により 1 点意見を申し述べたい。

かねてから定期監査の折に申し述べていたことであるが、今回の公営企業会計定期監査においても、上半期末における公共工事に係る予算執行率が全般的に低い状況が認められた。

国において、地域の災害の「守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、建設現場の生産性向上などの課題に対応し、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための取組みの一環として、公共工事の施工時期の平準化に向けた取組が進められている。

地方公共団体についても、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）いわゆる「品確法」の改正により、同法第 7 条第 1 項第 5 号において、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が 1 年に満たない公共工事等についての繰越明許費、債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定その他の必要な措置を講ずることが、発注者等の責務として明確に定められ、令和元年 6 月 14 日から施行されているところである。

本市公共工事の施工時期の平準化率（＝４～６月期の平均稼働件数/年度の平均稼働件数）は、平成 30 年度に執行した工事については 0.53、令和元年度に執行した工事については 0.44（いずれも公表値）となっており、県下他自治体に比して著しく低いわけではないものの、工期延長や入札不調に伴う繰越明許によるところが大きいものと解するところである。

一般的に公共工事の施工時期の平準化が困難な理由としては、人員体制の問題や交付金事業・補助事業が多いことなどが言われているが、一方で、人口 10 万人未満の地方公共団体でも、平準化率が高い団体が存在することを鑑みると、必ずしも体制がボトルネックではないのではないとも言われている。

地方公共団体における平準化の取組事例集として、平準化の先進事例「さしすせそ」が国において作成されており、そこで示された（さ）債務負担行為の活用、（し）柔軟な工期の設定、（す）速やかな繰越手続、（せ）積算の前倒し、（そ）早期執行のための目標設定などを、本市においても活用し、公共工事の施工時期の更なる平準化に向けて取り組まれるよう、監査委員の意見として申し添えるものである。

（ 以 上 ）